ロ　法第十五条の規定により法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法第十五条の六第一項の規定による命令を受けている者

3　経済産業大臣は、適格認定をしたときは、その旨を速やかに公表するものとする。

4　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、適格認定を取り消すことができる。

一　適格認定を受けた者が第二項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二　適格認定を受けた者を密接関係者とする者が第二項第一号又は第四号に適合しなくなったとき。

三　適格認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適格認定を受けたことが判明したとき。

5　第三項の規定は、前項の規定による適格認定の取消しについて準用する。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、交付期間又は調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。

二の三～十の二　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四　当該認定の申請に係る発電が水力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して七年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十一　当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該認定を受けた日から起算して四年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣

ロ　法第十五条の規定により法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法第十五条の六第一項の規定による命令を受けている者

3　経済産業大臣は、適格認定をしたときは、その旨を速やかに公表するものとする。

4　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、適格認定を取り消すことができる。

一　適格認定を受けた者が第二項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二　適格認定を受けた者を密接関係者とする者が第二項第一号又は第四号に適合しなくなったとき。

三　適格認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適格認定を受けたことが判明したとき。

5　第三項の規定は、前項の規定による適格認定の取消しについて準用する。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、調達期間が終了するまでの間、同一の場所に設置される計画であること。

二の三～十の二　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四　当該認定の申請に係る発電が水力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して七年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十一　当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該認定を受けた日から起算して四年以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣